

【教育部関係】

議案第77号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）

【所管科目】

（補足説明）教育部長

（質 疑）

Q よろしく申し上げます。今、部長のほうから御説明があった中伊豆室内温水プール改修工事の債務負担行為の追加補正についてなんですけれども、今御説明のあった公共施設等適正管理推進事業債というのは起債をするんですけれども、事業費の90%までということなんで、今回のこの債務負担行為については限度額なんであれなんですけれども、今後予算化されるに当たって、そのぎりぎりの90%までは起債をするのかということをお教えください。

それと、あとこの限度額なんですけれども、実際に発注して契約する段になって、昨今、建設費はかなり高騰が進んでいる状況なんですけれども、この金額の積算している根拠といたしますか、一番直近の建設費、その辺の動向を見据えた上での積算の限度額になっているのか伺います。

A まず、積算のほうでございまして、次年度の単価につきまして建設課のほうで確認をしていただきまして、そちらで発注をするような形を考えております。また、資材等の高騰分につきまして一応20%ほどを見込んで、こちらの金額のほうに載せさせていただいております。

起債につきましては、実際入札になると思いますけれども、それかけて、その金額によりましてこの90%の金額というのを確定されると思います。

Q 事業債、起債については、当然発注する段に金額が決まれば、枠いっぱい借りるということの御答弁でよかったですね。

それで、あと積算の根拠についてなんですけれども、ちょっと分かんなかったですけども、次年度の単価状況を見てということなんで、次年度ということは令和6年度ということでしょうか。

それと、あともう一つは、この4億9,800万円というのが、これ以上は上振れしない程度にある程度安全を見て、資材高騰分も20%程度の高騰を見ているという話なんですけれども、この限度額に収まるような工事になるのでしょうか。

A 今の詳細の設計におきまして、来年度の単価の上昇というのが10%ほどというふうに伺っておりますので、今のところ20%ということで、その上昇の範囲内には現状では収まるのではないかと考えております。

Q 分かりました。ありがとうございます。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど健康福祉部、市民部所管分と併せて行う。

【健康福祉部関係】

議案第77号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)	【所管科目】
------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q まず、民生費の福祉施設管理費、これ健康長寿課の所管なんですけれども、小川橋の長寿命化修繕に伴う添架管の移設に係る設計負担金330万なんですけれども、これも一度内容を説明願います。

A こちらの小川橋の長寿命化修繕に伴う泉管の移設による設計負担金の概要ですけれども、現在小川橋の下に、上水、下水、温泉管、あと民間の温泉管が架かっております。この下にある温泉管を移設することによって、長寿命化の法定点検がこれからできるというか、やらなくてはいけないものになってございますので、この設計の負担金を一般会計として支出する分として、設計として1,200万ほどかかるんですけれども、その4分の1が今回のこの負担金というふうになっております。これを今工事しております、中伊豆交流センターというか白岩の湯に来るところの温泉管の移設の設計負担金というふうになってございます。

以上です。

Q 白岩の湯への配湯管なんで健康長寿課が所管という、そういう解釈なんですか。何か感触からすると、建設部の上下水道課のような気がしたんですけれども、そういうことでよろしいですか。

A まさにそのとおりです。建設課の工事ではありますけれども、健康長寿課で管理している白岩の湯の温泉管の移設ということで、負担金を上げているという形です。

以上です。

Q すみません、私ばかりで。

同じく民生費の児童福祉総務費の子供医療費助成事務手数料とか、ひとり親家庭医療費助成金であるとか、子供医療費助成金の増ということで1,140万、子育て支援課の

管轄なんですけれども、この増額となった背景というか、国のほうの制度が変わったのかとか、いろいろ対象者が広がったのかとか、いろいろ背景があると思うんですけれども、それについて説明してください。

A この子供医療とひとり親家庭医療につきまして、コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等の流行感染により、医療機関の受診件数及び医療費が増えております。当初の予算より、もう半期たったんですが、もう当初予算を既に半分以上支出しているということで、今回はその不足分を想定して補正するというものでございます。

以上です。

Q 今回12月議会でこの増額補正を提案されているんですけれども、医療費が賄いきれなくなってきていると、当初予算の中では。見込みよりもかなり増えているなというふうに感じて、今回こうやって積算をして提案しているわけなんですけれども、いつ頃からその辺の変調がありましたか。

A まず当初予算、令和5年度予算のときには、子供の数が少なくなったということで1回減額をしたんですが、4月の時点から、受診件数とか医療費がその時点で多くなっていますので、4月の時点からということです。状況が出てきたのはそういうことです。

Q 分かりました。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど教育部、市民部所管分と併せて行う。

議案第79号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。可決。

議案第83号 伊豆市中伊豆交流センター条例の全部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしくお願ひします。これは本会議で、うちの委員長のほうが質疑をされていたんですけれども、もう一回確認したいんですけれども、内容としては温泉施設のみなので、今度白岩の湯の名前の下に、白岩の湯条例ということの名前になるんですけれども、今の中伊豆交流センターの条例を全部改正というふうなことの提案なんですけれども、もう一度聞きたいんですけれども、一旦、今の既存の条例を廃止した上で、新たに白岩の湯条例というものを制定するという、2つの議案を立てての提案の仕方もあったと思うんですけれども、そういう方法じゃなかったというのはなぜなのかというのを、ちょっともう一回聞きたいんですけれども、いかがですか。

A これにつきましては法令審査会というのがございまして、庁内で例規の審査もするんですけれども、そこでやっぱり全部改正というのも、もちろんあったとは思いますが、白岩の湯がもともとの交流センター条例の中に温泉機能というのが残っていたので、その部分を残して、また新たな白岩の湯になるということがあったので、全部消すということではなくて温泉施設を残すという意味から、このような改正になったというふうに聞いております。

以上です。

Q やり方2つあるんじゃないかなと僕は思っているんですけれども、削れば温泉施設がもともとあるから全部改正という方法だということは分かるんですけれども、そうすると、ここの条例の第1条に設置ということで、市民の健康増進及び福祉の向上を図るため温泉施設を設置するとあります。現状の中伊豆交流センター条例のいわゆる設置目的と、私もちょっと調べていないので申し訳ないですが、全く違うのかどうか、そこをちょっと伺います。

A もとは健康増進というよりコミュニティとか、そういった地域交流というのが色的にはちょっと強かったんですね。当時の会議室とか、そういったものも利用していましたので、そういった利用目的もあったり、今回は温泉に特化しているので、こういった健康増進及び福祉の向上という形にさせていただいております。

以上です。

Q よろしくお願ひいたします。

この条例の第5条にいろいろと、こういう場合は承認をしないということがありま

す。普通、温泉旅館なんかに行きますと、こういう方は入らないでほしいということ、暴力団なんかの方はいけないとか、あるいは入れ墨をした方は御遠慮くださいなんていうことをよく言われているようですけども、この白岩の湯に関してはいかがでしょうか。

A 今も入るときに注意書きみたいなものを提示してございます。暴力団とかそういった者の入館をお断りしますとか、あと泥酔されている方だとか、入れ墨とかってのもあるんですけども、それは今ないんですけども、おむつだとかそういった事細かい注意書きは、また別に掲示しながらやっております。

以上です。

Q 再度聞きますけれども、入れ墨をした方などがお風呂に入ってくると、ん、というような、ちょっとびびってしまうという言い方おかしいですけども、何となく違和感を感じたりする方もいらっしゃると思うんですけども、よく全部脱いでしまわなければそれは分からないわけですけども、そういった脱ぐ、脱がないに関係なく、入れ墨をした方でもオーケーだということなんですね。

A 今はオーケーとなっております。

以上です。

Q 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ伺いたいんですけども、料金のことなんですけれども、市民または市内の事業所に勤務する者以外の者が利用する場合はというところがありますけれども、例えば市民が行きます。それに、例えば家から外へと出ている方が来たとします。そういう方が一緒に行った場合には、市民である家族と一緒にいった1人に対しても、それは申し出なければ分からないことなんですけれども、そういう方に対しても市外と認めるわけですか。

A 基本的には住所が分かるようなもので確認してやるということで、何でもなあなあじゃなくて、基本確認してやるということでやっております。

以上です。

Q その場合、市内の方であっても住所確認はするのでしょうか。

A 基本的には申出を信頼してという形にはなると思います。住所があれば何か出していただけたらと思いますので、それを確認するという形でございます。

以上です。

Q ちょっとくどいようですけども、その中に家族が3人、4人で行って、あと1人

がそこの家の家族、血のつながっている家族だけでも、よそに例えば嫁いでいる、そういう方が実家に来ました。実家に来て実家の方と一緒にいった場合、もし変な話ですけども、黙っていれば分からないわけですよ。その家族の一員なのか、あるいはそこには住所がないけれども、よそに嫁いでいるから住所は違う、ちょっと細かいことで申し訳ありませんけれども、そういう場合どうなるのでしょうか。

A 基本的にやはり確認してという形になろうかと思います。

以上です。

Q 以前、私あまりあそこ使ったことないんですけども、以前伺った方からですけども、家族で行って親戚の人も一緒に行きました。家族ではない、伊豆市民ではないですけどもって受付で言ったら、いいですよ、どうぞどうぞお入りくださいって言われたから入りましたという話を、すみません、細かい話で申し訳ありませんけれども、そういう話を聞いたことがあります。そういう実態があったということなんですけれども、すみません、細かいことで申し訳ありませんが、お答えください。

以上です。

A 基本的には住所地の方がというのは一応ルールという、条例でも決めていただいていることですので、そういうふうにするというのが基本的なルールかなというふうを考えております。すみません。

Q 1つだけ、質問というか教えてくださいレベルの話で申し訳ないんですけども、ここは料金が210円になっているんですよ。市外の方は、いわゆる市内じゃない方は2を乗じるので倍の420円ということです。すぐ近所にある小川の共同浴場、あそこはたしか250円だったと思うんですよ。近いから同じぐらいの金額だなということ。

それと同時に、縄文の湯というのがワイナリーのところでやっているのはあそこも880円とか、百笑が990円、値段はいろいろあって、多分施設の規模とか、施設の何というの、グレードといいますか、によって価格設定がされていると思うんですけども、現場を見てその状況でやっぱり料金というのは設定されているんだと思うんですけども、その辺の考え方を教えてください。

A 料金について、料金の審査会がちょっと過去にもあって消費税の関係だとか、それで検討もいただいております。それと、ほかの近隣の施設とかも、伊豆の国とかで、やっぱり高齢者の施設とかもっと安い160円とかというところも2施設あったり、もうちょっと高いところもあったりすると食事するところがついていたりとか、ほかの付加

価値みたいなものがついていたりしているので、バランス的にはこのくらいじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

Q　　ちょっと私から質問じゃないけれども、白岩の湯は福祉部門がやっているということで、湯の国会館等はあれは産業部で。湯の国会館のとき私、女房と行ったら、女房が身分証明書を持っていなかったから駄目だったって。で、女房が、こんなこと言っちゃいけないですね、公の場で、家族なのによって言うだけけれども、いや、証明書がなきゃ駄目ですと。ただし、何か家族割引みたいな、市民とついてくるとちょっとサービスがあったのかな、一般の人にもちょっと安くなるという。それはそこで条例が違うからだというように私は勝手に理解しているんですけども、住民交流センターはどっちかという地域の人が使っていて、シルバー人材の人がいて、顔見知りの関係で、ある意味でフリーパスみたいな現状が正直あって、そんな実情になったのかななんて思うんですけども、所轄が変わらないというから現行の運用してくれれば住民はいいのかななんて思ったりもしていたんですけどもね。条例の話じゃないですけども、すみません。そんなことで事情が違うみたいです。

例えばシャンプーとか置いているのと、中伊豆交流センターはたしか何もなくて自分が持っていないやいけなかったとか、いろいろ違いがあるものですから、やっぱり料金の差があるような気がしましたですけども。

Q　　よろしくをお願いします。

条例の第7条の、市長は特別の理由があると認めたときは使用料を減額または免除するって書いてあるんですけども、これはどういうものを指すのか、ちょっと教えていただけますか。

A　　目的の健康増進とか福祉の増進に係る、例えばイベントとかそういうので活用する場合にとかということですけども、今のところは想定は特にありません。

以上です。

Q　　特にない。特にないなら結構です。

Q　　条例の立てつけでそういうのをよく残して、逆にそれを使って団体さんがこういう施設だけ使うからやらしてくれなんていうときに減免されるという、うまく使えば。

Q　　いや今の話聞くと、例えば自分が入浴したときに免除されるかどうかということ

なんですよ。例えば……

Q 障害者割引とか、そういうことですか。

Q 要するに身体障害者が入ったときの免除かなと思ったから質問したわけなんです。そこら辺がどうなのかということを知りたかったんです。それが特別な状態だ。自分のこと言っちゃおかしいんですけども。

Q いやいや、自分のことじゃなくて大勢の方いますから。

A そうですね。今のところは正直そういうことがなかった、想定としてはなかったんですけども、将来的にというか今後必要であれば、そういうことも考えていくことも必要かなとは思っています。

以上です。

Q 多用な福祉部門で使い方があって。

Q いろんな人が来るだろうと思うんですよ。

Q 介護している親の慰安のときに使って、無料で使うとかいろんなやり方があるんじゃないでしょうかね。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。可決。

議案第84号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の廃止について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしくお願ひします。

事前に私は情報開示請求して、これまでの修善寺老人憩の家に関するいろいろな様々な市民説明会であるとか、庁内会議の議事録等、請求して入手をしています。

その中でちょっと伺いたいんですけども、今年の6月29日付で、庁内協議の記録の中で、修善寺老人憩の家の今後の方針についてということで庁内協議が行われたと思うんですけども、その最後に、今年の6月議会でも用途廃止に向けて手続を進めたいという議会側へ説明をしたという経緯もあった上で、廃止条例、今回12月議会提案され

ているんですけれども、このときには9月議会を予定したいということで庁内協議で言っているんですけれども、それが9月議会でなく12月議会になったその背景とか、いきさつとか理由とか、その辺を説明願います。

A 何度か事務調査も議員の皆様からある中で、できる限り市の方向性を定めて、議会へお諮りしたいということを申し込んでいたものですから、できる限りその時点では早い段階でということで、私のというか思いで言っていたんですけれども、その後、地元の今、会議室というか和室を使っている団体の方への説明だとか、あと区長様とか、あと近隣で関係する地域づくり協議会の方に説明をするのがあったので、その段階を追って行って、代替施設というのを公民館だとか、そういったところを説明する、順番を追って行って、結局今の段階になったというのが背景でございます。

以上です。

Q 利用者、利用団体を含め、地元熊坂区も含め、そうした当該施設を利用されてきた方々への、もう一回説明を最終的に詰めた上で議会に提案されているということが分かりました。

その議事録も私持っておりますけれども、おおむね皆さん、熊坂の公民館を代替施設として利用することに問題がないということで、異議がなかったようなことが書いてありますので、安心した次第なんですけれども、その中に、老人クラブのモクレン会とか、あともう一団体、たしかあったと思うんですけれども、カラオケをやられていた方々が熊坂の公民館を使うことは積極的に納得しているわけじゃないけれども、致し方ないねという形で承諾をしているという、そういう議事録になっているわけなんですけれども、熊坂の公民館でカラオケとして活用するのに何か問題があるのかとか、その辺がちょっと懸念されるんですけれども、しょうがない、諦めたけれども公民館でやるしかないなって思っちゃうというのは何でなのかというところをちょっと教えてください。

A 必ずしも公民館じゃなくて、民間のお店だったりというところも検討に入っているということをおっしゃってございました。公民館だと料金が発生したりとか、あと機材を置いとくとか、そういった問題ということではないんですけれども、調整とかが必要になるだろうなというところを、懸念材料じゃないですけれども調整する必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

Q そうしたカラオケ、いわゆる機械が必要なので、その辺については今、老人憩の家にはカラオケの機械というのは常設しているのか分かんないですけれども、熊坂公民

館で代替してやってくださいって言った場合に、その機械については市側のほうでやるのか、例えば熊坂区側のほうでやるのかというのはあるんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。地元の熊坂区との調整も含めて、どんな感じになっていますか。

A 機材については、やっぱり民間というか団体の方がそろえた、幾つかの団体があったので共同でそろえたりとかしているんで、そこの調整は要るかなと思っています。

あと、ちょっとスピーカーとかも置いてあるので配線外したりとか、そういったことで市が支援できるって、そういうのを手伝うとかそういうことなるのかもかもしれませんけれども、昔のだと大きい機材なので、今はいろんなやり方があるようですので、いろんな検討はできるかなと思うんですけども、市ができる支援はしたいなというふうに考えています。

Q 老人憩の家設置条例がここで廃止されると、この建物はどうなるんですか。

A 事務調査でも説明したとおり、いきなり解体するとかではなくて、一応耐震なんかも、耐震工事とかもしておりますので、まだ利用は可能だと思っていますので、今の健康福祉の行政財産から用途廃止をして、民間の貸付けだったり、譲渡だったり、市から管理を放すということで何か活用できればいいんじゃないかなということで、庁内では調整をしているところでございます。

以上です。

Q 質問する人がいないんで、今の委員が言ったことに関連するわけなんですけれども、この廃止条例が可決されて、いわゆる行政財産から普通財産に用途を廃止するというようなことが起きて、今、課長が説明したとおり、民間の活用も含めてということだったんですけども、熊坂区のほうからも、これ熊坂の地域づくり協議会も含めてだと思うんですが、災害時の避難所としての活用も地元としては考えたいというような意見もたしか書いてあったと思うんです。過去の記録の中に。

だから、この議会で議案が可決された後、どのような手続で民間活用、地元の活用も含めて進めていく予定なのかというのを教えてください。

A 熊坂区と地域づくり協議会には、この活用について打診もさせていただいております。私の説明したときには、活用の意向が現段階ではなかったんですね。災害というと、ちょっと憩の家のところが災害の危険区域だったりするので、そこに注意を払って

使えればですけれども、そういうがあるので、やっぱりそこは気をつけていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

Q お願いします。

先程の委員とだぶるかもしれませんが、これをもう廃止条例を可決されるということは、4月1日から施行することになっていますよね。そうすると、この会館は閉館するというので、使えなくなるということで確認したいんですけれども。

A そうです。一般的な貸出しとか、今は憩の家という目的で65歳以上の方に貸出しをしているところですが、そういった目的がなくなりますので、基本的にはもう貸出しをしないということですので、今使っている方にはそれを事前に説明はしております。

以上でございます。

Q そうするとこの会館はもう使えない、閉鎖するというのでいいですか。

A 憩の家として一般に貸し出すというのは、ないんですけれども、普通財産となりますので、ほかの施設も普通財産で民間活用しているところやっていますよね。あいった形で新しい企業さんを公募したりなんかして貸付けなり、売払いなりをしていくということですので、一般の憩の家としての貸出しというのはしないということになります。

以上です。

Q 今の件ですけれども、従来あった配管設備と、再加熱の給湯の開通設備、これらの処分についてはどう考えているかお願いします。

A 特に修理するとかというのは考えていなくて、現況のそのままという形で、今のところは何かするという事は考えていません。

Q 撤去するとか、そういうこと自体は考えていないんですか。ただ旧配管というのはそのまま残す考えでしょうか。

A 今の配管は特に問題がなければそのままということで、今のところは考えております。

以上です。

Q ちょっとしつこいようですが、給湯管に不備があって、温泉の温度が下がっ

で、だんだん使用、修理等かかって、そして温泉施設を廃止というふうな順序だったかと思うんですけれども、特に、既存の配管についてはそのまま置きましょうということでもよろしいですね。

- A そうです。当時、過去にはレジオネラとかも出たということもあったので、再開するってなかなか相当難しい話かなと思っていますが、危険性だとかそういったものが特にないようでしたら、新たな経費をかけるということではないようにしたいなというふうには、今のところは考えております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。可決。

【市民部関係】

議案第77号 令和5年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）	【所管科目】
------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

- A よろしくお願ひします。

民生費のうち、国民健康保険事業費ということで、25万円を国民健康保険特別会計への繰り出しに充てるということなんですけれども、これ関連があるんであれなんですけれども、この後出てくる議案第78号の国民健康保険の特別会計補正とか、あとは条例のほうの改正案件がありますよね。

議案第82号、これに付随したものの繰り出しのことなんですけれども、ちょっと補正予算からずれるのか分かんないけれども、あくまでもつながっていることなんで、もし駄目だったら委員長止めてもらいたいんですけれども、これは国民健康保険者の産前産後期間にかかる減税措置に充てる財源として一般財源から特会に出すものなんですけれどもね。改正月が来年の年明けの1月1日施行ということなんですけれども、いわゆるそれに係るシステム改修を特会のほうでやるようになるんですけれども、この間、本会議の追加補正でやった例の非課税世帯の7万円支給のときにもあったんですけれども、システム改修ってつくづく時間かかるものだなんて、手間がかかるものだなとい

うふうに改めて思ったんですけれども、今回のこのシステム改修は、今定例会の最終日19日に議決をした後に執行しなきゃいけないんですけれども、来年の1月1日なんですけれども、率直な疑問ですけれども間に合いますかね。それだけ1つ聞きたいんですけれども。

A 委員おっしゃるとおりで、このスケジュールを御説明いたします。

システム改修のこのスケジュールが、テスト期間が1月4日から1月15日、SBSで行って、検証環境適用日時が1月16日、市の検証期間が1月17日から19日、本番の運用開始が1月23日ということで、これはあくまでも施行が1月1日なんですけれども、実際の支払いには間に合うような形になっております。

以上でございます。

Q 1月1日にぼんと本番の運用がされるんじゃないかって、やっぱりそうですよね。システムが正常に作動するかどうかというチェックも必要だし、その辺の期間が必要だと思うんですけれども、支払いには間に合うということなんですけれども、実際の支払いはいつになるんですか、最短の方だと。

A よろしく申し上げます。

1月1日から施行ということなんですけれども、申請を出していただくのが1月からというふうになります。そちらの1月分で取りまとめた申請書の、こちらのシステムの入力というのは2月の上旬に行います。更正処理というのがされるんですけれども、更正通知というのが出て初めて皆さんの税額が減額されるということで、お金が支給されるのではなく、税額が減るというふうになります。

以上です。

Q 分かりました。ありがとうございます。

Q よろしく申し上げます。

一般質問でも焼却ごみのことについてお伺いしましたけれども、清掃総務費、焼却灰運搬処理委託料ですか、500万5,000円、これについての内容について、説明をお願いします。

A よろしく申し上げます。

こちらの補正予算につきましては、灰の増加を130トン見込んでおります。こちらについては、伊豆市、伊豆の国市の施設組合のほうで前年度に今年度予算分ということでごみ量を想定して、今回不足分ということで計上させていただきましたけれども、今年

度の事業系のごみ量を約3,500トン見込んでおりました。こちらが経済活動の変化等によってごみ量が増えたとということで、約3,900トンを見込みまして、それに伴ってのごみの増加130トンということで、今回計上させていただきました。

以上です。

Q 今の回答ですと、コロナが収束しつつある状況下で、産業が活発化してきた。それによってごみの量が増えて、灰も当然増えてきてということでよろしいでしょうか。

A 委員おっしゃるとおり、昨年度に想定したごみの量から、経済活動に伴ってごみの量が増えてきている状況ということで、このような計上をさせていただきました。

Q よろしくをお願いします。

今、委員の御指摘した清掃総務費について、もうちょっと確認したいんですけども、今の御説明だと、事業系のごみが約、当初の見込みに比べて400トン増える見込み、3,500トンが3,900トンだから400トンですよ、差引き、400トン増えますと。それに伴う焼却灰が130トン増えますということですから、これだけのごみを燃すとこれだけの灰が出ると、これまでの実績から算出されていると思うんですけども、そこで確認したいんですが、この400トン増えるとか、130トン増えるとかという数字は組合のほうからの話なんで、伊豆市と伊豆の国市の両方のごみがこれだけ増える、両方の焼却した灰がこれだけ増えるという数字でよろしいんですか。

A 組合のほうで計算して、4月から8月の実績を基に計算をして、なおかつ伊豆市と伊豆の国市で割合によって掛けたもので、このように増えるという状況です。

以上です。

Q もう一回確認したいんですけども、それぞれ増えた量というのは、両市合わせての量ですか。それとも、伊豆市に割り当てられた分の量なんですか、聞きます。

A 今回計上させていただいたのは当然伊豆市分ということで、トータルの中の伊豆市の割合分を計上させていただいておりますので、トータルも増えております。

以上です。

Q 再度確認しますけれども、量については500万5,000円の委託料が発生するに当たっての量ということで、御説明だと、要はこれは伊豆市の増える分の焼却ごみ量であり、焼却灰の量であるということによろしいですね。だから、両市合わせるともっと多くなるということですよ。確認ですけども、そういうことでいいですか。

A おっしゃるとおりです。両市合わせると、もっと大きな数字になります。そのうち

の今回、伊豆市分を計上させていただきました。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。可決。

議案第78号 令和5年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。可決。

議案第81号 伊豆市印鑑条例及び伊豆市手数料条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしく申し上げます。

条例の変更のところの、125ページですか、一番下のほうに書いてある、総務省が発行する場合、暗証番号の入力またはこれに代わる認証を行うことによりって書いてあるんですけども、この暗証番号というのはこれマイナンバーカードのことを言っているのか。

それともう一つは、代わる認証というのは何を指すのか、ちょっと教えていただけますか。

A まず、暗証番号ですが、委員おっしゃるとおり、マイナンバーカードの暗証番号の入力で、認証というのはスマートフォン、今度はスマートフォンをかざして認証をするという形になります。今回の改正、一応スマートフォンが使えるようになるというこの

改正です。

以上でございます。

Q すみません。この暗証番号ですけれども、自分の知る限り暗証番号いっぱいあるんですよね、本当に。そうすると、これの暗証番号って何だろう、分からなくなっちゃってしまう。そうすると、これもうどっちみち今度はスマートフォンになっちゃうんですけれども、何が言いたいかという、要するにそれ両方ともなくなったら何をもって手続できるのかなと、分からなくなっちゃうんですよ。要するにスマートフォンであったり、それからマイナンバーカードの暗証番号であったり、それが分からなくなると、ほかに手だてはないんですか。

A 結構、暗証番号分からなくなった方がおられまして、市民課の窓口のところにスタッフがいますので、もう一回再登録をするような形が一番多い形になります。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

すみません、素朴な疑問なんですけれども、今度スマートフォンを活用して様々な証明書が発行できるということなんですけれども、その方法として個人番号カードは暗証番号入力なんですけれども、スマホの場合には認証で足りるということなんです、実際の市民の方が利用される場合に、スマートフォンからどういうふうな形で発行手続ができるのかということをもまず一つ教えてもらいたいのと、あともう一つは、この改正によって、スマホによる手続を使う市民の方も出てくると思うんですけれども、実際に周知という言葉がよく出るんですけれども、市民の方にこういうことも利用できまますというような周知というのは、いつ頃、どのようにされるのか伺います。

A スマートフォンの電子証明書の件についてちょっとお答えします。

マイナポータルというアプリがありまして、まずはスマートフォンのほうにマイナポータルを入れていただくようになります。その中から、電子証明書の申込みをしていただいて、そうするとそのままガイドラインに沿って入力していただくと、スマートフォン用の電子証明書というのをまずは発行がされるようになります。

その後、それを利用してコンビニのほうではコンビニ交付の申請をしていただくんですけれども、そこからは今度コンビニのほうのコンビニ交付というところから、行政サービスから入っていただいて、コンビニ交付のところの流れに沿って、スマートフォンをかざすタイミングでかざしていただいて、証明書を取得していただくという流れ

になります。

周知の方法なんですけれども、今の国のほうで出ているものがスマートフォン、アンドロイドとiPhoneとあるんですけれども、今まだアンドロイドのほうしかこの電子証明書の機能が使えない、システム開発中ということでiPhoneのほうはまだ開発中なんです。なのでスマートフォンがまずアンドロイドでないと、今は使用ができない状態になっています。

コンビニ交付のほうも、今こういう形で条例改正とかをして、すぐに使えるようになるわけではなくて、国のほうがそれに向けて今システムを改修しているところですので、すぐにコンビニで使えるようになるわけではないという感じなんですけれども、電子証明書自体はもう発行できるようになっていますので、マイナポータルのほうから申請をしていただくことは可能になっています。

全てがそろったタイミングで、ホームページとか広報とかで周知をしていく予定でいます。

以上です。

Q 分かりました。ありがとうございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。可決。

議案第82号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。可決。